

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名：一般旅客定期航路事業の合併・分割の認可
- ② 手 続 根 拠： ・海上運送法第18条第2項
海上運送法施行規則第17条
- ③ 手 続 対 象 者：一般旅客定期航路事業者
- ④ 提 出 時 期：合併（分割）前（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提 出 方 法：次の(1)～(5)に係る事項を記載した合併（分割）認可申請書を、連署（新設分割の場合にあっては、署名）の上合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出
- (1) 当事者の住所、名称及び代表者の氏名
 - (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の住所、名称及び代表者の氏名
 - (3) 合併（分割）の方法及び条件
 - (4) 合併（分割）の予定期日
 - (5) 合併（分割）を必要とする理由
- ⑥ 手 数 料：なし
- ⑦ 添 付 書 類：(1) 合併（分割）契約書の写し（新設分割の場合にあっては、分割契約書）の写し及び合併（分割）比率説明書
- (2) 合併（分割）により法人を設立する場合には、当該法人に関し、定款並びに必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画書
 - (3) 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営していない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
 - (4) 合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類。
 - (5) 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の役員が法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書

- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局又は運輸支局へお問い合わせ下さい。
⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局又は運輸支局へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
- | | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 025-285-9156 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 045-211-7214 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部旅客課 | 087-825-1183 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課 | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課 | 098-866-1836 |
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
③ 相談窓口：所轄地方運輸局

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による